

愛知工業大学

平成 25 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 26 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

愛知工業大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、愛知工業大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学及び大学院の使命・目的は、それぞれの学則に明確に規定されており、学部・学科及び研究科・専攻については、学則の規定を受け「人材養成及び教育研究上の目的に関する規程」において、簡潔に規定され、公表されている。

大学の個性・特色は、教育のモットーである「創造と人間性」を基調とし、アドミッションポリシーなど三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に具体的に表現されている。

大学を管理するための諸規定の制定・改正は、関係機関で十分審議され、共通認識のもとに行われており、ホームページや教職員に配付している規定集により周知されている。

教育研究組織は、使命・目的及び教育目的にかなった構成となっている。

「基準2. 学修と教授」について

学生の受入れ、教育課程及び教授方法は適切であり、学修・生活支援についても充実した仕組みにより行われている。

就業活動支援やキャリア教育についても整備されており、教育課程外においては資格取得やスキルアップを目指す講座の開設など、社会人として役立つための取組みが行われている。また、授業評価アンケートや「授業自己点検報告書」の作成を通して、教育活動の点検・評価を行う体制が整備されている。

教育目標を達成するために必要な教員数は十分確保されており、校地・校舎などは設置基準を上回る十分な面積を有しており、快適な教育環境が整備されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

「学校法人名古屋電気学園寄附行為」及び関係諸規定に基づき、目的達成のため、理事会、評議員会及び事務組織が適切に運営されている。

比較的軽易な案件については、「学園運営協議会」に委任することにより、円滑かつ迅速な意思決定が可能な体制を整えている。また、学内の各審議機関は連携して運営されており、学長がリーダーシップを発揮できる体制となっている。業務執行体制は、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮して編制されている。

財務状況について帰属収支をみると、若干の支出超過となった年度も見られるが、ほぼ安定した状況にある。会計処理は適正に行われており、監査体制も整備されている。

「基準4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価について、学則に規定するとともに、「自己点検・評価委員会規程」を定

め、自主的・自立的な自己点検・評価を適切に実施している。ワーキンググループを設置し、教育情報をはじめとした各種データを収集、一元管理し、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を実施している。自己点検・評価結果については、教育研究部門と管理運営部門の両者が密接な連携のもと、PDCA サイクルが確立できるよう体制を整えているところである。

総じて、学部・学科などの構成、教員組織、教育環境及び学生支援体制が適切に整備され、安定した財務・経営基盤を有している。また、研究施設が整備され、大学・大学院の学生に対し貴重な研究の場を提供しているとともに、共同研究、委託研究により地域貢献にも寄与している。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.教育研究の社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神「自由、愛、正義」をより身近なものとし、今日的解釈に基づく教育・研究のあり方として、「創造と人間性」を教育のモットーとしている。

大学及び大学院の使命・目的は、それぞれの学則第 1 条に明確に規定されている。

学則の規定を受け、人材の養成に関する目的が「人材養成及び教育研究上の目的に関する規程」に、学部・学科ごと及び研究科・専攻ごとに簡潔に規定されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の個性・特色は、教育のモットーである「創造と人間性」を基調とし、アドミッションポリシーなど三つのポリシーに具体的に表現されている。

目的の内容は法令に照らして妥当であり、平成 21(2009)年に実学教育の理念に立返った上で、「人材養成及び教育研究上の目的に関する規程」が定められている。

使命・目的、「人材養成及び教育研究上の目的に関する規程」及び三つのポリシーについては、社会のニーズに合わせて見直しを行っていくこととしている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

学則や「人材養成及び教育研究上の目的に関する規程」など大学の方針を管理する規定の制定、改正に当たっては、関係部署で調整し、大学協議会、教授会など各段階での審議機関に諮って行われている。

大学の使命・目的を規定した学則を学生便覧に掲載することにより学生に周知し、また、ホームページにも掲載し学内外に周知している。教職員には、規定集を配付して周知を図っている。

中長期計画は、現存するものは概略的で具体性に欠けるが、学長を議長とする「学長室会議」で改めて検討されており、平成 25(2013)年度中に概要がまとめられる予定である。

使命・目的及び教育目的を達成するため、教員を委員とする各種委員会が整備されている。また、研究部門として、「総合技術研究所」の下に三つのセンターが設置され、産学連携や他大学との共同研究などに積極的に取り組んでいる。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

大学全体のアドミッションポリシーのもとに、学部、学科、研究科及び専攻ごとに専門分野の特色を表すアドミッションポリシーを明確かつ具体的に定めている。

これらのアドミッションポリシーを、学生募集要項及びホームページに掲載しているほか、詳細な情報とともにパンフレット、雑誌などを通じて積極的に周知している。

アドミッションポリシーを明確にした上で、学力のみならず将来の夢と希望を持ち意欲ある人材を受入れるため、多様な入試制度を設けている。

学生受入れ数は概ね妥当な数を維持している。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

学部、学科及び研究科ごとの教育目的に沿って、教育課程編成方針が明確に規定され、教育課程を「共通教育科目」「総合教育科目」「専門教育科目」の3領域に分け、体系的に編成しており、これらを学生便覧、ホームページなどにより学内外に明示している。

中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」に対応する小委員会を立上げ、学修の系統性・順次性に配慮した教育課程表を整備し、平成 25(2013)年度から実施している。

単位制度の実質を保つため、学部ごとに、また学期及び年度ごとに履修登録単位数の上限を設定している。

毎学期、多くの教員が「授業自己点検報告書」を作成し、授業内容や教育方法の見直しなどの改善を図っている。

学部及び研究科に全学的な FD 委員会を設置し、教授方法の改善のための組織体制を整備している。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学修面での悩みや相談に対応できる窓口として「学習支援センター」を設置しており、職員が常駐するとともに、基礎教育センターの教員が交替で待機し相談に応じている。

オフィスアワーの設定に加え、教員によるチューター制を導入し、きめ細かい学修・生活指導体制の整備が行われている。

TA・実験補助員を適宜採用し、実験、実習、演習などにおけるきめ細かい指導や安全確保に努めている。

チューター制のほか、学生相談室の設置、学年指導教員制度などにより、学生相談体制を整備している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

成績評価基準は学則及び履修細則に明確に規定され、進級要件は学部、学科及び学科の専攻ごとに定められており、それらに基づいた運用がなされている。

「単位互換に関する包括協定」に基づき、他大学開設の授業科目について、一定の範囲内で学部における卒業・進級要件として認めている。

「学習到達目標」と成績評価の方法がシラバスに明記され、定期試験、小テスト、中間試験及びレポートなどを踏まえて総合的に評価されている。

学期ごとに GPA(Grade Point Average)を算出して総合的に評価しており、それを学生に開示し、適切な履修計画の策定に役立てるよう促している。

【参考意見】

○研究科の成績評価は学則に定められているが、得点と成績評価の関係について規定されていないので、早急に整備することが望まれる。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

教育課程内においては、インターンシップによる就業活動支援、人間性の教育・専門性の教育を統合するためのキャリア教育に関する科目を設けているほか、共通教育科目の中にも、社会的・職業的自立に寄与する科目群が用意されている。

教育課程外においては、エクステンションセンターが資格取得やスキルアップを目指す種々の「エクステンション講座」を実施しており、教育課程内外を通じてのキャリア教育体制の整備が十分になされている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況については、「FB アンケート」と呼ばれる授業評価アンケートの定期的な実施を通して、点検・評価を行う体制が整備されている。

フィードバックの点では、教員が「授業自己点検報告書」を作成する制度を設けることで、それを個々の教員による授業方法・内容の検証と改善のための有用なツールとして活用しているなど、点検・評価とフィードバックの双方において必要な措置がとられていると認められる。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活の支援については、学生支援本部のもと、教学センター学生課が生活全般の支援を、保健室が健康管理を、学生相談室が心的支援を行っており、各部署が連携した体制がとられている。経済的支援については、日本学生支援機構奨学金をはじめとする外部の制度のほかに、大学独自の奨学生制度、災害被災学生への授業料減免措置、教育ローン制度が整備されている。

また 3・4 年に一度、全学生を対象とした「学生生活実態調査」を実施し、学修全般に関わる事項の調査を行っているほか、大学と学友会（学生自治団体）が意見交換を行う懇談会を定期的に行うなど、学生生活に関する学生の意見・要望の把握と検討について配慮が認められる。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとす

る教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教員の配置については、構成が高年齢に偏っている学部があるものの、いずれの学部、研究科においても、教育目的の達成に必要な教員数を確保している。

教員の採用、昇任については、「愛知工業大学教員選考に関する規程」などにに基づき、大学協議会や教授会の審議を経て適正に行われている。FD についても FD 委員会などを設置し、全教職員を対象とした FD 研修会を開催するなど、「授業自己点検報告書」の作成とともに、その活動は活発である。

また、数学、物理学関係及び語学、人文系科目を担当する教員を基礎教育センターに一元的に所属させ、そのセンター長に学部長と同等の権限を持たせることで、教養教育の手厚い実施に向けて組織上・運営上の配慮を十分に行っている。

【優れた点】

○社会の要請に応え、国際的にも評価される大学づくりのため、「教育研究活性化推進プロジェクト」を発足させて、組織的に運営していることは評価できる。

【参考意見】

○工学部及び経営学部においては、専任教員の年齢構成に偏りがあり、その是正に努力されたい。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎、実習施設、体育施設、図書館などが適切に配置され、設置基準を上回る十分な面積を有しており、快適な学修環境が整備されている。附属図書館についても、それぞれのキャンパスに多くの蔵書や視聴覚資料、電子ジャーナルなどが整備されている。

「みらい工房」は、木材・金属加工の工場を開放し、学生の自主的なものづくりを支援する場を提供している。また、「総合技術研究所」はさまざまな実験装置を持ち、耐震実験センター、地域防災研究センター、エコ電力研究センターを擁しており、学部及び大学院学生に対して貴重な研究の場を提供している。

授業における学生数についても教育的に適正な規模で管理していると認められる。

【優れた点】

- 「みらい工房」や、「総合技術研究所」の下の耐震実験センター、地域防災研究センター、エコ電力研究センターなどの附属施設がよく整備され、有効に活用されていることは高く評価できる。

【参考意見】

- 耐震補強が未整備である校舎・施設について、計画に基づき早急に対応することが望まれる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為に法人の目的を明確に規定し、適正な経営・管理を図るため、運営規則を制定するとともに、理事会及び評議員会を置き、目的達成のための運営体制を整えている。

法人に「学園運営協議会」、大学に運営会議を置き、管理・運営、教育研究に関する取組みについて、連携し継続的に協議を行っている。

寄附行為及び学則などの諸規定は、関連法令などに基づいて定められており、運営は適正である。

安全に関する包括的な規定として「愛知工業大学危機管理規程」を制定し、これに則り危機管理小委員会を設置し、各事象に対応するマニュアルを検討中である。公益通報、人権問題、ハラスメント防止及び個人情報保護に関する規定を制定し、人権についての必要な対応策を講じている。

教育情報については、ホームページ、大学案内などで積極的に公表し、財務情報については、「財務書類等閲覧規程」により閲覧に供しているほか、ホームページに掲載している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

定期的に理事会を開催し、学園の事業計画とそれに基づく人事計画、設置校の組織改革、資産運用などを決定し、比較的軽易な案件については、毎週開催する「学園運営協議会」に委任することにより、円滑かつ迅速な意思決定が可能な体制を整えている。

寄附行為に基づき理事の選考を行い、理事会は適切に運営されている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

全学に関わる重要な事項を審議する最高決議機関として大学協議会を置き、学部・研究科に係る重要な事項を審議する決議機関として、それぞれ教授会を置き、大学協議会と教授会は連携しながら意思決定を行っている。

大学協議会の議題整理や大学の管理・運営に関する重要な提案、その執行及び教学に関わる全学的な連絡調整を行う目的で、運営会議を置いている。学長が大学協議会及び運営会議の議長を務めることにより、適切なリーダーシップが発揮できる体制が確保されている。

「学長室会議」は、学長所掌の案件や新たに発生した事項についての対応を協議し、学長権限を適切かつ迅速に行使できる体制を整えている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

日常的な管理・運営事項を協議する「学園運営協議会」には、理事長、法人内から選出された理事、大学を含む設置校の学長・校長などが出席し、経営と教学の目標に対する意識統一が図られており、社会情勢に合わせた円滑な対応・意思決定が可能な体制を整えている。

理事会、評議員会には学長及び副学長が、「学園運営協議会」には学長及び大学事務局長が出席し、大学の情報や課題などを随時報告することにより、学外理事を含めた全ての理事が情報を共有するなど、管理部門と教学部門の連携は図られている。

監事・評議員の選考及び評議員会の運営は、寄附行為に基づき適正に行われている。

理事長及び学長のリーダーシップを発揮できる体制は整備され、部局や教職員からの提案などを各種会議や文書を通してくみ上げる仕組みも整っている。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

権限の分散と責任の明確化に配慮して、法人・大学の組織編制と組織構成が行われており、職員の適切な配置により業務の効果的な執行体制が整えられている。事務分掌規程により各部署の所掌事務が規定され、適正に運用している。

決裁規程により業務執行の管理体制を構築するとともに、一部権限を委任することにより機能性を確保している。

職員の資質向上のため、全職員を対象とした研修会を毎年実施している。研修会は、管理職員と一般職員に分け、近年は外部講師に委託しさまざまなテーマを取上げている。役職定年制及び昇任試験制度の導入により、職員の資質・能力の向上に寄与している。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

法人全体の予算については、各設置校が事業計画に基づき作成した予算執行計画書を、

財務部において精査したうえ、中長期計画に基づき配分している。直近5年間の法人全体の財務状況をみると、帰属収支は校舎建替えという特殊事情により平成21(2009)、23(2011)年度に若干の支出超過となったが、その額は少額で財務基盤への影響は軽微であり、ほぼ安定した状況にある。

特に、金融資産の状況については、平成24(2012)年度末において、要積立額の大半を有しており、流動性も確保されている。

65歳未満の専任教員には科学研究費助成事業への申請を義務付けており、申請していない教員には学内助成金の申請資格を与えないなどの方策を講じて、外部資金の確保に努めている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目3-7を満たしている。

【理由】

会計処理は、学校法人会計基準や経理規程に則り、適正に行われている。

予算は、3月に当初予算を編成するほか、必要が生じた場合は補正予算を編成し、決算と大きな差異が生じないように努め、決算書は最終補正予算との対比で作成している。

研究費に関する手続きについては、教職員に配付している冊子「ひとりあるき」にも掲載し、会計処理の取扱いと流れを明確にするよう努めている。

監査は、私立学校法に定められた監事による監査及び私立学校振興助成法に基づく独立監査法人である監査法人による会計監査を実施しているほか、理事会直属の監査室を設置し監査体制の整備を図っている。

研究費の不正使用に関する調査については、助成課の業務とし、不正使用防止のリーフレットの配付などの啓発活動と併せ、恒常的に実施している。

基準4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準4を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

学則に自己点検・評価について規定するとともに、「愛知工業大学自己点検・評価委員会規程」を定めている。自己点検・評価委員会の下に、四つのワーキンググループを設置し、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられている。

建学の精神、教育のモットー及び使命・目的に基づいた教育研究の履行について、大学の状況に応じたキーワードを設定し、自主的・自律的な自己点検・評価を適切に実施している。

自己点検・評価の周期は、「3年ごと及び学長が必要と認めた時」に実施するよう規定し、実施、検討及び改善のための期間を各1年間として取組むこととしている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

透明性の高い自己点検・評価を行うため、根拠資料を整理するワーキンググループを設け、教育情報をはじめとした各種データを収集・一元管理し、エビデンスに基づいた自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価の実施及び大学機関別認証評価を受けた後は、内容及び結果を冊子で学内全教職員に配付するとともに、ホームページに掲載している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価及び大学機関別認証評価の結果を受け、教育研究に関わる恒常的な取組みは「運営会議」において、管理運営に関わる取組みについては「学園運営協議会」において検討し、両者が密接な連携を行うことによって PDCA サイクルが確立できるよう体制を整えているところであり、今後を期待する。

平成 19(2007)年度の大学機関別認証評価では、自己点検・評価委員会が主体となり、結果を改善・向上につなげる策を検討し、全学的に対応している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 教育研究の社会貢献

A-1 研究の社会貢献

- A-1-① 研究成果の社会貢献に対する組織・体制と方針
- A-1-② 研究成果とその成果の社会への公開（公表）性
- A-1-③ 研究成果の社会貢献（活用）度

A-2 教育の社会貢献

- A-2-① 学生の自発的取組及び社会的自立
- A-2-② 財政的基盤の整備
- A-2-③ 教職員の支援体制

【概評】

文部科学省からの整備事業・支援事業に複数回採択されるなど、研究に対するポテンシャルの高さやその活動力は実証されている。

「総合技術研究所」は大学の教育・研究業務を総括する拠点としての施設として整備され、企業からの委託研究、共同研究の受入れのほかに、大学が研究資金を負担するプロジェクト研究を募集、実施している点は高く評価できる。

耐震実験センターで得られる実験結果は、社会的貢献度の高いものであり、地域に密着した成果の公開方法を採用している点も評価できる。

エコ電力研究センター、グリーンエネルギー研究拠点で行っている、太陽光発電、風力発電、燃料電池、電力供給システム、蓄電、電力変換技術などは、これからのエネルギーを支える中心的技術であり、これらの研究課題に組織的に取り組んでいることは評価できる。

「愛知工業大学教育研究活性化推進プロジェクト」により、教育研究成果などを広く社会に還元することを行っている。

小学生から高校生を対象にした「まるごと体験ワールド」や、高校生対象の顕彰制度である「AITサイエンス大賞」は、科学立国を支える次世代の人材育成に役立っていることに加え、学生参画により、学生自身の社会的自立意識の向上にも役立っている。

学生チャレンジプロジェクト制度は、学生のチャレンジ精神、学生の自発性、向上心を支援する制度として評価できる。

学生と教員が共に科学実験のデモンストレーションなどを通して、科学教育の社会貢献を行う「STPP事業」(STPP:Student Teacher Partner Program)は、地域社会の科学技術振興に寄与しており、参加学生の社会人基礎力の育成にも役立つイベントとして評価できる。

